

認定地域クラブとゆるサークルの主な違い

国の定める認定地域クラブの枠組みに基づき、市において「認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を定めることも可能。同時にゆるサークルのチェックリストや誓約書ひな形等を提示して、徐々に活動を広げ・深めていくことも可能。

2つの仕組みには主に以下の違いがあるため、認定地域クラブの認定要綱もしくはゆるサークルのチェックリスト等のどちらか一方を作成する、または、どちらも作成するかを検討することが必要。

	認定地域クラブ	ゆるサークル
法人格	組織としての責任を明確にするため法人格の取得等を進めることが望ましいとされている	不要 (但し、安全管理の観点から一定の基準を提示することは市として必要)
価格設定	可能な限り低廉であることが条件で、受益者負担 (休日に週1回 月4回で月あたり1,000～3,000円程度)	1回3,000円以下を目安としており、受益者負担
公的な財政補助	国(都)の補助金の活用枠は認定地域クラブのみ(暫定措置あり)※経済的困窮世帯支援含む	補助はなし
公的な広報支援	規定制定により広報可能	求めがあれば、教育委員会の後援を得ることが可能
学校施設の活用	規定制定により利用可能の方向で検討することは制度上は可能(要検討)	放課後・土日の体験機会として地域学校協働活動として取り組む場合、一部可能
その他の市内公共施設の活用	規定制定により優先利用を検討することは制度上は可能(要検討)	一般の利用団体として手続き
大会参加	東京都中体連の規定にあり ※但し、民間地域クラブの表現が該当	
活動日	週2日以上 の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内	活動頻度・活動時間の制約はなし